

公益財団法人 福島県まちづくり区画整理協会
まちづくり事業化検討支援 要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福島県まちづくり区画整理協会（以下『協会』という。）の定款第3条に定める良質な市街地の形成を図り公共の福祉の増進に寄与する目的を達成するため、市町村が検討するまちづくりの事業化検討の支援（以下『まちづくり事業化検討支援』という。）の実施に必要な事項を定める

(対象地区)

第2条 まちづくり事業化検討支援の対象となる地区（以下「対象地区」という。）は、市町村が市街地整備事業を行う必要があるとして事業化に向けて検討している（以下「事業化検討」という。）地区又は、都市計画や各種制度による規制・誘導施策により持続可能なまちづくりの実現を目指す（以下「サステナブル検討」という。）地区で、市町村からの要請に基づいて協会が支援を必要と認めた地区とする

(支援内容と分掌)

第3条 支援の内容及び分掌は、次の各号に掲げるものとする。ただし、『関係機関等との調整』については、市町村からの要請に基づく同席はできるものとする

(1)「事業化検討」は、以下の項目についての資料作成とする。

- ① 事業手法の検討
- ② 概略の施設配置計画等

(2)「サステナブル検討」は、以下の項目についての資料作成とする。

- ① 現況・課題の整理
- ② まちづくりの目標と基本方針
- ③ 地区の基本構想
- ④ 実現方策の検討

2 前項各号の支援の実施にあたり、行政計画との関係、土地等の権利関係の状況、公共施設の状況等の調査に必要な基礎資料の整理及び関係機関等との調整は、市町村が行うものとする

(支援期間)

第4条 支援単位は協会の会計年度とし、支援期間は2カ年とする。ただし、協会が地区の状況に応じて必要と認めたときは、当該年度の終了日の翌日から起算して2年の範囲内で期間の延長を行うことができる

(申請手続)

第5条 市町村が「事業化検討」又は「サステナブル検討」の支援を希望するときは、まちづくり事業化検討支援申請書を協会に提出するものとする

2 前条のただし書きの規定により期間を延長したときは、年度毎に前項の申請書を提出しなければならない

（支援の決定）

第6条 協会は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査して支援の可否を決定し、まちづくり事業化検討支援決定（非決定）通知書により当該市町村に通知する

（費用分担）

第7条 支援が決定した市町村は、協会が行う第3条に定めた支援の内容・分掌などを超える業務がある場合は、費用の一部を負担するものとする

（完了報告）

第8条 協会は、支援が完了したときは、その成果とともに、まちづくり事業化検討支援報告書により当該市町村に報告する

（市町村の責務）

第9条 市町村は、支援の成果を活用し、市街地整備事業の事業化及び規制・誘導施策により持続可能なまちづくりの推進に努めるものとする

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する